

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	明倫短期大学
設置者名	学校法人 明倫学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の単位数				省令で 定める 基準単 位数	配置困難
		全学共 通科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
歯科衛生士	夜・通信			65	65	10	
専攻科口腔保健衛生学専攻	夜・通信			27	27	4	
歯科技工士	夜・通信			53	53	7	
専攻科生体技工専攻	夜・通信			57	57	7	
(備考)							

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

明倫短期学 H.P. に掲載 <https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2026jitsumu.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	明倫短期大学
設置者名	学校法人 明倫学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

明倫短期学 H.P.に掲載 https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/yakuin20260618.pdf
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	宮司	2026.6.18～4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議会終結の時	渉外
非常勤	歯科技工士	2026.6.18～4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議会終結の時	渉外
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	明倫短期大学
設置者名	学校法人 明倫学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 毎年、教務委員会において「シラバス作成の手引き」を作成し、学内ガイドラインを準備し、各授業科目について内容の充実と更新をはかっている。 また、学内教員で構成されたシラバス担当者による2回以上の査読と学科会議、教務委員会の協議を経て、教授会の裁定により、大学のホームページに掲載している。 なお、学生は在学生サイトおよび明倫 Moodle により、シラバスを各自の端末から確認できる。	
授業計画書の公表方法	明倫短期学 H.P. に掲載 https://www.meirin-c.ac.jp/campuslife/syllabus/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 科目担当者が入力した出席状況をもとに、学内全体で定期的な出席状況の把握をおこなっている。 また、成績評価方法および、成績評価基準は明確かつ、客観性を持った基準をシラバスに記載しており、定期試験の他、科目によっては、小テスト、課題やレポート提出状況など評価方法の割合を掲載の上、ディプロマポリシーとの関連性と達成度の評価を対応させ、公表している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 【成績の評価】 1. 成績評価は、当該科目の担当教員が次の基準により行い、秀、優、良及び可を合格とする。 ①「秀」100点満点法による90点以上 ②「優」100点満点法による80点以上90点未満 ③「良」100点満点法による70点以上80点未満 ④「可」100点満点法による60点以上70点未満 ⑤「不可」100点満点法による60点未満 2. 成績評価に基づき、GPA (Grade PointAverage) による学年毎の総合成績の評価も行う。なお、評価方法は次のとおりとする。 ①成績を秀はGP (Grade Point) 4点、優はGP 3点、良はGP 2点、可はGP 1点、不可及び放棄はGP 0点に置き換える。 ②学年GPA は、それぞれのGP に単位数を掛けたものの合計 (GPT : Grade Point Total) を、当該学年において履修登録した科目の単位数の総数で割る。 ③総合GPA は、それぞれのGP に単位数を掛けたものの合計 (GPT : Grade Point Total) を、履修登録した科目の単位数の総数で割る。 3. 出席が講義・演習において3分の2、実習において5分の4に満たない場合は放棄となる。 4. 各授業時間の2分の1を超える遅刻・早退は欠席とみなされる。それ以外の遅刻・早退については、3回で欠席1回とみなす。 5. 課題などを提出していることが成績評価の条件となることもある。 6. 再試験に合格した者の成績は60点とする。 7. 追試験の成績評価は得点の90%とする。 【GPA の活用方法】 1. 学生表彰等に関する対象者選考 2. 明倫短期大学給付奨学金の対象者選考 3. 卒業判定 4. 授業科目履修者に求められる成績水準の設定 5. 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化 7. その他必要に応じて活用する。 8. GPA 値が次に該当する場合、以下の学修指導を行う。 ①当学期のGPA 値が1.00 未満の学生は学修の特別指導を行う。 ②各学年末の GPA 値が 0.5 未満の学生に対しては、学修の特別指導のほか、場合によっては退学勧告等の指導を行う場合がある。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	明倫短期学 H.P.に掲載 https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/seisekihyoukashisu_202007.pdf

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【卒業の認定】

- ・学科を修了した者については、教授会において学長が卒業を認定する。
- ・卒業要件単位のうち未修得単位がある場合及び総合 GPA が 1.00 未満の場合、留年となる。
- ・卒業を認定された者のうち、特に優秀な成績を修めた者については、その成果に係る客観的資料（ディプロマサプリメント）を交付する。

【歯科技工士学科】

本学所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者を卒業認定し、短期大学士（歯科技工学）の学位を授与する。

- ・医療人としての思いやりの心と倫理観
- ・チーム医療で活躍できるコミュニケーション能力
- ・歯科技工士としての総合的な知識と技能
- ・自ら課題を発見して、解決に向けて創意工夫を実践できる歯科技工技能

【歯科衛生士学科】

本学所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者を卒業認定し、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与する。

- ・医療人としての思いやりの心と倫理観。
- ・進んでチーム医療・福祉に貢献できるコミュニケーション能力。
- ・歯科衛生士として必要な歯科保健・医療・福祉の知識。
- ・臨床等の現場で必要な歯科保健・医療・福祉の技術。
- ・自ら問題解決できる探求心・向上心。
- ・人々の健康長寿を目指した口腔保健管理の実践。

【修了の認定】

- ・修業年限を在学し、本学則所定の単位を履修した者には、学長が修了を認定する。
- ・学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

【歯科技工士学科専攻科生体技工専攻】

本学所定の専攻科の単位を修得して、以下の能力を身につけた者を修了認定する。

- ・チーム医療・福祉の場で活躍できる専門能力と倫理観
- ・高度な臨床歯科技工技術を実践できる科学的思考力・判断力
- ・口腔保健技工学の発展に寄与できる創意工夫能力・問題解決能力

【歯科衛生士学科専攻科口腔保健衛生学専攻】

本学所定の専攻科の単位を修得して、以下の能力を身につけた者を修了認定する。

- ・医療人としての人格・倫理観に基づいて、自己研鑽できる能力。
- ・多職種連携の一員として、行動変容を促せるコミュニケーション能力。
- ・歯科衛生の専門職としての、より高度な知識・技術。
- ・歯科衛生過程に基づく口腔機能管理能力。
- ・歯科保健教育に必要な研究力と問題解決能力・プレゼンテーション能力。
- ・次世代の歯科衛生士を育成できる教育・指導力。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

明倫短期学 H.P.に掲載

<https://www.meirin-c.ac.jp/about/diploma-policy/>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	明倫短期大学
設置者名	学校法人 明倫学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2025taisyaku.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2025shikinsyushi.pdf
財産目録	https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2025zaisan.pdf
事業報告書	https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2025jigyohoukoku.pdf
監事による監査報告(書)	https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2025kansa.pdf

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:2026年度事業計画)	対象年度:2026年度)
公表方法:明倫短期大学 H.P.に掲載	
https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/05/2026jigyokeikaku.pdf	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:明倫短期大学 H.P.に掲載
https://www.meirin-c.ac.jp/about/daisanshahyoka/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名	歯科技工士学科・歯科衛生士学科・歯科技工士学科専攻科生体技工専攻・歯科衛生士学科専攻科口腔保健衛生学専攻
教育研究上の目的（公表方法：（公表方法：明倫短期大学 H.P.に掲載 https://www.meirin-c.ac.jp/about/kyouikurinen/ ）	
（概要）	教育基本法及び学校教育法に基づき、人格の陶冶、知識と技術の修得、社会への医療技能の還元という三つの創立綱領を柱に学理と専門技術を教授研究して、人類の福祉に貢献する有能な医療専門技術者を育成することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：明倫短期大学 H.P.に掲載 https://www.meirin-c.ac.jp/about/diploma-policy/ ）	
（概要）	【歯科技工士学科】 本学所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者を卒業認定し、短期大学士（歯科技工学）の学位を授与する。 ・医療人としての思いやりの心と倫理観 ・チーム医療で活躍できるコミュニケーション能力 ・歯科技工士としての総合的な知識と技能 ・自ら課題を発見して、解決に向けて創意工夫を実践できる歯科技工技能。 【歯科衛生士学科】 本学所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者を卒業認定し、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与する。 ・医療人としての思いやりの心と倫理観。 ・進んでチーム医療・福祉に貢献できるコミュニケーション能力。 ・歯科衛生士として必要な歯科保健・医療・福祉の知識。 ・臨床等の現場に必要な歯科保健・医療・福祉の技術。 ・自ら問題解決できる探求心・向上心。 ・人々の健康長寿を目指した口腔保健管理の実践。 【歯科技工士学科専攻科生体技工専攻】 本学所定の専攻科の単位を修得して、以下の能力を身につけた者を修了認定する。 ・チーム医療・福祉の場で活躍できる専門能力と倫理観 ・高度な臨床歯科技工技術を実践できる科学的思考力・判断力 ・口腔保健技工学の発展に寄与できる創意工夫能力・問題解決能力

【歯科衛生士学科専攻科口腔保健衛生学専攻】

本学所定の専攻科の単位を修得して、以下の能力を身につけた者を修了認定する。

- ・医療人としての人格・倫理観に基づいて、自己研鑽できる能力。
- ・多職種連携の一員として、行動変容を促せるコミュニケーション能力。
- ・歯科衛生の専門職としての、より高度な知識・技術。
- ・歯科衛生過程に基づく口腔機能管理能力。
- ・歯科保健教育に必要な研究力と問題解決能力・プレゼンテーション能力。
- ・次世代の歯科衛生士を育成できる教育・指導力。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：明倫短期大学 H.P.に掲載
<https://www.meirin-c.ac.jp/about/curriculum-policy/>）

（概要）

【歯科技工士学科】

歯科技工の専門家を育成するために、以下のカリキュラムを編成する。

- ・医療人として必要な、思いやりの心と倫理観に基づいた行動力・コミュニケーション能力を育成する。
- ・歯科技工の専門職として必要不可欠な、知識とスキルを習得する。
- ・歯科技工の課題を理解し、主体的かつ創意工夫できるような能力を育成する。

【歯科衛生士学科】

歯科衛生の専門家を育成するために、以下のカリキュラムを編成する

- ・医療人としての思いやりの心と医療倫理観を育成する。
- ・患者理解力、コミュニケーション能力を育成する。
- ・生命医学の基礎から臨床への順序性を考慮する。
- ・保健・医療・福祉の現場における実践的な能力を育成する。
- ・問題解決能力や研究心を育成する。
- ・社会のニーズに対応した医療・介護・国際性などを育成する。

【歯科技工士学科専攻科生体技工専攻】

歯科技工士の国家資格を活かし、高度で実践的な知識・技術を獲得させるために、以下のカリキュラムを編成する。

- ・関連職種と協働して、チーム医療に貢献できる、情操豊かで、主体的に取り組む姿勢を培う。
- ・高度な臨床歯科技工技術を持つ人材を培う。
- ・医療のニーズ・健康の課題を理解し、問題解決できる能力を培う。

【歯科衛生士学科専攻科口腔保健衛生学専攻】

歯科衛生士の国家資格を活かし、高度で実践的な知識・技術を獲得させるために、以下のカリキュラムを編成する。

- ・患者の行動変容を促すコミュニケーション能力を培う
- ・多職種連携能力を身につけるため能力を培う。
- ・先端歯科医療技術のための最新の知識を培う。
- ・歯科衛生過程に基づく口腔機能管理能力を培う。
- ・問題を解決するための探究心を培う。
- ・エビデンスに基づいた歯科衛生過程の実践能力を培う。

入学者の受入れに関する方針(公表方法:明倫短期大学 H.P.に掲載 <https://www.meirinc.ac.jp/about/admission-policy/>)

(概要)

【歯科技工士学科】

歯科技工の専門職を目指そうとする、以下のような資質を備えた人を求めている。

- ・思いやりがあり、歯科技工士になりたいという強い意志を有している人。
- ・最後までやり遂げる責任感と忍耐力があり、科学への興味を持ち、ものづくりに挑戦する創造性豊かな人。
- ・健康の維持・増進のために社会に役立ちたい人。

【歯科衛生士学科】

歯科衛生士学科では、歯科衛生の専門家を目指そうとする、以下のような資質を備えた人を求めている。

- ・生命の尊さを自覚している人。
- ・やさしさと思いやりと何事にもめげない強い心のある人。
- ・何事にも前向きに取り組む姿勢の人。
- ・生命科学を基礎として、まじめに勉学にはげもうとする人。
- ・健康の維持・増進のため、歯科衛生に強い関心のある人。
- ・歯科医療の分野で、社会に役立ちたいと思っている人。

【歯科技工士学科専攻科生体技工専攻】

専攻科生体技工専攻では、以下のような資質を備えた人を求めている。

- ・チーム医療で他職種と協働していくためのコミュニケーション能力を身につけたい人。
- ・国家資格を生かし、より実践的で高度な歯科技工技術の修得に意欲と探求心がある人。
- ・歯科医療の一翼を担う歯科技工士界のリーダーとして、社会に貢献し、自立したいという強い意志を持つ人。

【歯科衛生士学科専攻科口腔保健衛生学専攻】

専攻科口腔保健衛生学専攻では、以下のような資質を備えた人を求めている。

- ・より高度なコミュニケーション能力を身に付けたい人。
- ・多職種と協働できる協調性のある人。
- ・より資質の高い歯科衛生士を目指している人。

- ・ 歯科衛生の専門性を高めたい人。
- ・ 研究心をもって口腔機能管理能力を積極的に習得したい人。
- ・ 高度な専門知識と技術を社会に還元する意欲のある人。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：明倫短期大学 H.P. に掲載 <https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2026sosikizu.pdf>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1 人	－					1 人
歯科技工士	－	2 人	1 人	2 人	0 人	1 人	6 人
歯科衛生士	－	2 人	1 人	1 人	3 人	0 人	7 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		31 人					31 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：未					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
年 6 回実施。修学時特別支援の取組と今後の学生対応や授業評価について等							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
歯科技工士	22 人	20 人	90.9%	52 人	38 人	73.1%	人	人
歯科衛生士	55 人	38 人	69.1%	175 人	130 人	74.3%	人	人
合計	77 人	58 人	%	227 人	168 人	74%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
歯科技工士	12 人 (100%)	2 人 (16.7%)	8 人 (66.7%)	2 人 (16.7%)
歯科衛生士	44 人 (100%)	11 人 (25%)	32 人 (72.7%)	1 人 (2.3%)
合計	56 人 (100%)	13 人 (23.2%)	40 人 (71.4%)	3 人 (5.4%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画書(シラバス)を作成している。毎年、教務委員会において「シラバス作成の手引き」を作成し、学内ガイドラインを準備し、各授業科目について内容の充実と更新をはかっている。 また、学内教員で構成されたシラバス担当者による2回以上の査読と学科会議、教務委員会の協議を経て、教授会の裁定により、大学のホームページに掲載している。 なお、学生は在学生サイトおよび明倫 Moodle により、シラバスを各自の端末から確認できる。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)			
【卒業の認定】			
・学科を修了した者については、教授会において学長が卒業を認定する。 ・卒業要件単位のうち未修得単位がある場合及び総合GPA が1.00 未満の場合、留年となる。 ・卒業を認定された者のうち、その成果に係る客観的資料（ディプロマサブリメント）を交付する。			
【修了の認定】			
・修業年限を在学し、本学則所定の単位を履修した者には、学長が修了を認定する。 ・学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。			
学科名	卒業又は修了に必要な 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
歯科技工士	63 単位	有・無	単位
歯科衛生士	93 単位	有・無	単位
専攻科生体技工専攻	62 単位	有・無	単位
専攻科口腔保健衛生学専攻	31 単位	有・無	単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)	公表方法：明倫短期学 H.P.に掲載 https://meirin-c.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/2025gpa.pdf		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)	公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：明倫短期大学 H.P.に掲載 <https://www.meirin-c.ac.jp/about/menseki/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
歯科技工士 (2025 年度入学生)	970,000 円		464,148 円	その他内訳：実習費 270,000 円、施設維持費 60,000 円、教材費 82,148 円、後援会費 12,000 円、学生会費 3,000 円、学生保険料 7,000 円、休学中の在籍料 30,000 円
歯科技工士 (2026 年度入学生)	970,000 円	200,000 円	777,274 円	その他内訳：実習費 270,000 円、施設維持費 60,000 円、教材費 395,274 円、後援会費 12,000 円、学生会費 3,000 円、学生保険料 7,000 円、休学中の在籍料 30,000 円
歯科衛生士 (2024 年度入学生)	590,000 円		269,555 円	その他内訳：実習費 150,000 円、施設維持費 40,000 円、教材費 27,555 円、後援会費 12,000 円、学生会費 3,000 円、学生保険料 7,000 円、休学中の在籍料 30,000 円
歯科衛生士 (2025 年度入学生)	590,000 円		320,532 円	その他内訳：実習費 150,000 円、施設維持費 40,000 円、教材費 78,532 円、後援会費 12,000 円、学生会費 3,000 円、学生保険料 7,000 円、休学中の在籍料 30,000 円
歯科衛生士 (2026 年度入学生)	590,000 円	200,000 円	472,131 円	その他内訳：実習費 150,000 円、施設維持費 40,000 円、教材費 230,131 円、後援会費 12,000 円、学生会費 3,000 円、学生保険料 7,000 円、休学中の在籍料 30,000 円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) ・入学時のオリエンテーション等を通じて効果的な履修指導を行う。 ・チューター制（学生交流会のグループ担当）、学年担任制により、入学から卒業まで、教員と学生との人格的なふれあいを軸とし、きめ細かな修学支援を行う。 ・オフィス・アワーの実質化を図り、授業を受ける学生に対して教員が迅速に相談に応ずる体制を整える。 ・多様化する学生への対応として、リメディアル教育の実施等による学生の基礎学力アップに向けた取り組みを行う。 ・社会人の学習ニーズに対応するため、学位以外の履修証明の積極的な普及と社会的な定着に努める。 ・教室内外における学習を充実させ、学生が主体的な学習に十分取り組むことができるようにするため、大学の学習環境の整備に努める。 ・大学で教育を受ける学生の希望や意見を、適切に大学の運営に反映させる手段として、学生による授業評価、学生代表との意見交換の場、入学生、在学生、卒業生を対象としたアンケート等を実施する。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) ・学生の職業意識の形成に資する授業科目の開設、インターンシップの活性化、ガイダンスの実施など、キャリア教育の充実に努める。 ・校友会との効果的な連携も含め、全学的就職支援体制の整備を行うとともに、卒業後1年以内の者も含めた求職者に対する迅速かつ効果的な情報提供の実現に努める。 ・卒業生が就職した事業所との就職懇談会の実施。 ・OB・OGを招聘しキャリアに関する講演会の実施。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) ・学生の全人的な成長を促すために、学生相談を教員の基本的責務と認識し、大学教育の一環として位置づける。 ・入学から卒業まで一貫したチューター制（学生交流会のグループ担当）を設け、学生の個人的な相談に対応する。 ・学生が抱える多様な悩みに対する適切なカウンセリング体制の整備充実（カウンセラー室、専門カウンセラー）に努める。 ・月2～3回非常勤カウンセラーによる学生相談の実施。 ・学生相談に関わる調査・分析を実施し、カウンセリングの充実に活かす。 ・学内外の関連機関との連携による支援体制の強化に努める。 ・学校保健法に基づく学生の健康支援の充実に努めるとともに、禁煙教育を含めた健康教育および学内衛生管理の充実を図る。 ・新入生を対象に「医療従事者としての自己管理」についての講演の実施。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：明倫短期大学 H.P.に掲載 <https://www.meirin-c.ac.jp/about/jyouhou/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F215310105292
学校名 (〇〇大学 等)	明倫短期大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 明倫学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		30人（15）人	26人（14）人	56人（29）人
内 訳	第Ⅰ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅱ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅲ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
	区分外（多子世帯）	—	—	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				56人（ 29 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	—
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	—
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。